

子どもを預けたいとき



保育園・認定こども園

📍 こども育成課 ☎079-672-4933

保育園や認定こども園への入園を希望される場合は、子ども・子育て支援制度に基づき「支給認定」の申請をしていただく必要があります。

子どもの年齢や保護者の就労状況、家庭環境などから保育の必要性に応じて、1号から3号までの認定区分に分かれており、認定区分によって利用できる施設や時間帯が異なります。

▶ 認定区分

認定区分	対象年齢	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定 (教育認定)	3～5歳	満3歳以上の就学前の子どもで 2号認定を除く者	認定こども園(教育) (基本8:00～14:00)
2号認定 (保育認定)	3～5歳	保護者の就労や疾病などにより 保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園(保育)
3号認定 (保育認定)	0～2歳	保護者の就労や疾病などにより 保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園(保育)

・保育短時間……1日8時間の枠の中で、必要とする保育を利用できます。

・保育標準時間……1日11時間の枠の中で、必要とする保育を利用できます。

※私立の保育園や認定こども園は開園時間が異なることがありますので、直接施設へお問い合わせください。



▶ 保育を必要とする事由

- ①保護者が就労(家庭内・家庭外)をしている
- ②母親が妊娠中・出産前後(原則、産前産後8週間の期間)
- ③保護者が疾病・負傷・心身に障害を有している
- ④災害の復旧に当たっている
- ⑤保護者が求職活動中である(認定期間は90日程度となります)
- ⑥保護者が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)している
- ⑦家庭内において虐待やDVのおそれがあり、社会的擁護の観点から入園を要する
- ⑧その他、市が認める場合

— 広 告 —

ひまわりこども園



3ヶ月～就学前

〈見学随時受付〉

年度途中の入園は要ご相談

月曜～土曜/AM7時～PM7時



朝来市和田山町和田山372-1 Tel:(079)672-5184 Fax:(079)672-5194

■入園の申し込みについて

◆4月入園希望者

入園の申込み受付を前年度の11月に実施しています。入園の選考結果は、1月下旬頃に通知します。

◆年度途中の入園希望者

途中入園は、毎月1日を利用開始日としています。申込書の各施設への最終受付は入園希望月の前月15日とします。

※入園の申込み書類は、入園を希望する園へ提出してください。市外の施設への入園を希望される場合は、こども育成課へ提出してください。

■市内保育園・こども園一覧

詳しくはP55をご覧ください。

■利用料

◆1号認定

階層区分		利用者負担額(月額)
1	生活保護世帯	0円
2	市町村民税非課税世帯(所得割非課税世帯含む)	0円
3	市町村民税 所得割課税額	77,100円以下
4		211,200円以下
5		211,201円以上

※別途、給食費が必要です。(8月を除く)

◆2号認定・3号認定

階層区分		利用者負担額(月額)				
		3歳未満児		3歳以上児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	
3	所得割非課税世帯	12,000円	11,500円	0円	0円	
4	市町村民税 所得割課税額	48,600円未満	15,000円	14,500円	0円	0円
5		57,700円未満	23,000円	22,500円	0円	0円
		97,000円未満				
6~9		169,000円未満				

※3~5歳児については、幼児教育無償化により利用料はかかりません。

※給食費、あずかり保育(1号)、延長保育は実費徴収となります。

(給食費については、市独自の補助あり)

※多子世帯やひとり親世帯の利用料負担を軽減する制度により、利用料が半額又は無償となる場合があります。

第2子の保育料の無償化

📍 こども育成課 ☎079-672-4933

子育て世帯を支援するため、現在、保育料が半額となっている第2子(要件該当者)の保育料を令和5年4月から無償化します。

無償化の事例

認定区分	子ども構成	保育料	
		改正前	現行
1号	小学校5年 一	—	—
	3歳児 第1子	無償	無償
	1歳児 第2子	半額	無償化
	小学校3年 第1子	—	—
	3歳児 第2子	無償	無償
	1歳児 第3子	半額	無償化
2号 3号	小学校3年 一	—	—
	3歳児 第1子	無償	無償
	1歳児 第2子	半額	無償化
	5歳児 第1子	無償	無償
	2歳児 第2子	半額	無償化
	0歳児 第3子	無償	無償
	2歳児 第1子	有償	有償
	1歳児 第2子	半額	無償化
	0歳児 第3子	無償	無償

◆ 第2子の考え方

- ・1号…3歳以上児から小学校3年生までの範囲内の子どもで、最年長の子どもから順に第1子、その下を第2子とカウントする。
- ・2・3号…小学校就学前の範囲内の子どもで、最年長の子どもから順に第1子、その下を第2子とカウントする。

一時保育

📍 各保育園・こども園(P55)

就学前のお子さんで、ご家庭の都合により保育が困難な場合、一時的にお子さんをお預かりします。利用定員や実施状況が各園で異なりますので、市内保育園・こども園(P55に記載)又はこども育成課(672-4933)にお問い合わせください。なお、子育て世代包括支援センター(672-5269)に相談していただくことも可能です。

病児保育・病後児保育

〇 こども育成課 ☎079-672-4933

病気やけがのため集団保育が困難で、保護者の勤務等の都合によりご家庭でお子さんのお世話することが困難な場合に、指定の施設でお子さんを一時的にお預かりします。

実施場所等

	病児保育	病後児保育
実施場所	クリニックよしだ 虹色保育室 (朝来市和田山町枚田岡139-2)	枚田みのり保育園 (朝来市和田山町枚田1622)
対象となる お子さん	朝来市内の保育園・こども園・小学校に通 う満1歳から小学6年生までのお子さん	朝来市内の保育園・認定こども園に入園し ている園児、及び小学校3年生までの小学生
対象となる 病気	日常かかる病気(風邪など) 感染性の病気(水ぼうそう、おた ふく風邪など) 慢性的な病気、外傷 など	日常かかる病気(風邪など)やけ がなどの回復期 ※学校伝染病でお休み中のお子 さんの預かりは不可
利用料金	1日1,500円 1日利用の場合はお弁当持参	無料
利用について	詳しくは直接お問い合わせください。	
問い合わせ	079-670-1200	079-672-5504

ファミリー・サポート・センター事業

〇 朝来市ファミリー・サポート・センター(こども育成課内) ☎079-666-8370

子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)と子育ての援助を行いたい人(まかせて会員)が会員登録し、お互い信頼関係を築きながら地域で子育て援助活動を行います。

活動内容

- ・教育・保育施設等の開始前や終了後に子どもを一時的に預かること
- ・教育・保育施設等までの子どもの送迎を行うこと
- ・買い物や冠婚葬祭等に子どもを一時的に預かること
- ・会員の仕事と育児の両立のために子どもの預かりを行うこと

活動時間

- ・一般…7時～19時
- ・時間外…6時～7時、19時～21時

謝礼

- ・30分350円(時間外・土日祝日・年末年始は30分400円)

実費

- ・送迎時のガソリン代(1km当たり20円)
- ・お菓子、着替え、おむつなど(原則、おねがい会員が用意します。)

登録手続き

センターに入会申込書を提出してください。(入会申込書はホームページ、こども育成課、各支所、各子育て学習センターにあります。)

子育て家庭ショートステイ

〇 社会福祉課 ☎079-672-6123

お子さんを養育しているご家庭の保護者が疾病等の社会的事由などによって、一時的にご家庭でのお子さんの養育が困難となった場合に、市が指定する福祉施設で、一時的にお子さんをお預かりします。

実施場所

児童養護施設、乳児院

利用料金

- ・2歳未満…1日 5,350円(非課税世帯 1日 1,100円)
- ・2歳以上…1日 2,750円(非課税世帯 1日 1,000円)

子どもを預けたいとき